

## 要望書

後期高齢者医療懇談会委員

平形 亀三郎様

2007年10月17日

群馬県社会保障推進協議会

前橋市上小出町2-36-1

電話 027-234-8505

会長 野上 恭道

### 高齢者の命と健康を守るための後期高齢者医療制度に！

貴職の日頃のご奮闘に敬意を申し上げます。

さて、平成18年の通常国会において医療制度改革関連法が可決成立し、75歳以上の後期高齢者を対象とした「後期高齢者医療制度」が来年度から実施されます。

この制度は、都道府県ごとに市町村が加入する広域連合が運営し、原則対象者全員から医療保険料を徴収し、また、診療報酬体系も74歳以下の高齢者と別立ての保険制度となります。

来年4月から、75歳以上の高齢者は、加入していた国保や健保を脱退し新設される“後期高齢者だけの医療保険”に入らなければなりません。そして、後期高齢者保険は、社会保険などの扶養を受けている人で保険料負担がなかった人も含めて、全員が保険料を納めなければなりません。保険料は年金から天引きされ介護保険料と合わせると、大幅に負担が増えることとなります。新たな負担増は高齢者にとって大変過酷です。

群馬県においては今年2月に「群馬県後期高齢者医療広域連合」が発足し、運営に携わる議員も決定しました。11月の第2回広域連合定例会では保険料等の決定などが審議される予定になっております。しかしながら、この制度には下記の様にさまざまな問題があり、75歳以上の方のくらしと健康がたいへん心配されます。

- ① 月額1万5,000円以上の年金があれば保険料を天引きされること
- ② 保険料を納められない場合、資格証明書が発行されも窓口負担が10割となり、医療を受ける事ができなくなる恐れがあること
- ③ 平成20年4月から始まる保険者の「特定健診・特定保健指導」が75歳以上は義務化から外され、努力規定とされていること
- ④ 診療報酬が病気ごとの包括払い制となった場合、検査や投薬などの医療の範囲が制限され必要な診療を受けられなくなる恐れがあること
- ⑤ 県内38市町村あるにもかかわらず広域連合の議員は19名であり、居住している後期高齢者の意見が反映されない恐れがあること

群馬県社会保障協議会では、これまで、いつでもだれでも平等に医療を受けることができるよう、後期高齢者の命と健康を守り充実した医療制度を確保するため、学習会や署名運動、自治体への申し入れ懇談を進めています。

高齢者の医療保障は「多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障される」という老人福祉法の基本理念に基づき、国と地方自治体の責務、企業の社会的責任が明確な医療制度として発展させる視点で運動を進めています。

貴職に於かれましては、後期高齢者医療制度が高齢者の命と健康を守るための制度となるよう、一層のご配慮いただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

以上